

兵庫県公報

平成25年4月16日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（社会援護課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（規則第27号）

国に対して提案等を行う社会福祉に係る総合的な施策について調査審議を行うため、兵庫県社会福祉審議会に企画専門分科会を設置することとした。

規 則

兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第27号

兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

兵庫県社会福祉審議会規則（平成12年兵庫県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、当該各号に定める専門分科会を置く。

- (1) 社会福祉に係る総合的な施策に関する事項 企画専門分科会
- (2) 老人福祉に関する事項 老人福祉専門分科会
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による要保護者の入院の要否の判定その他医療の給付に関する事項 生活保護医療扶助審査専門分科会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。